

令和7年度あおもりアグリ・イノベーションプロジェクト運営管理業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和7年度あおもりアグリ・イノベーションプロジェクト運営管理業務

2 業務の目的

本県の強みである農林水産分野におけるイノベーションを推進し、県産農林水産物のサプライチェーン（生産・加工・流通・販売）に関わる産業（以下「アグリ関連産業」という。）の生産性向上等を図ることを目的に、本業務では、県内の農業法人等が抱える課題の解決に向けて、県が青森県産業技術センターなどの研究機関やスタートアップをはじめとする県内外企業と取り組む共同研究や実証に係る運営管理を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務の内容

アグリ関連産業における技術開発や社会実装を目指し、県が産業技術センターなどの研究機関やスタートアップをはじめとする県内外企業と取り組む共同研究や実証（別紙「あおもりアグリ・イノベーションプロジェクト」参照）を円滑に実施するため、次に掲げる業務を行う。

（1）パートナー企業の公募

県が産業技術センターとの協議により設定する研究テーマについて、課題解決に向けたイノベーションを創出するため、パートナーとなる企業からの提案を募集する。

①研究テーマの整理

関係者とのミーティングなど連絡調整を行い、公募に向けた研究テーマごとの要点を整理する。

②企業の募集

研究テーマについて、Webページの開設や受託者のネットワークなど様々な機会を活用して、企業からの提案を募集する。

（2）パートナー企業の選定補助

企業から募集した提案を取りまとめ、県と産業技術センターによるパートナー企業の選定を補助する。

①提案の取りまとめ

研究テーマごとに企業からの提案を取りまとめる。その際、提案のあった企業の実績や提案の特徴などパートナー企業の選定においてポイントとなる内容を整理する。

②選定の補助

県や産業技術センターとの連絡調整を行い、パートナー企業を選定するための会議を開催する。

(3) 共同研究・実証に向けた具体的な研究内容の整理

パートナー企業からの提案を踏まえて、共同研究・実証の実施に向けた研究内容の整理を行う。

①研究内容とスケジュールの整理

関係者とのミーティングなど連絡調整を行い、研究内容を具体化するとともに、共同研究・実証の実施期間における作業工程などスケジュールを整理する。

②研究費の概算

共同研究・実証の研究内容を踏まえて、パートナー企業からの申出に基づき、必要な研究費を積算する。

③関係者間の契約締結のサポート

関係者間で締結する共同研究契約や秘密保持契約など必要な契約手続のアドバイスや調整などサポートを行う。

(4) 共同研究・実証の進捗管理

今年度実施する共同研究・実証について、実施期間中における進捗管理を行う。

①共同研究・実証の進捗管理

関係者とのミーティングなど連絡調整を行い、スケジュールに沿った共同研究・実証が実施されているか進捗管理を行う。

②研究費の支払

本業務の経費の中から、パートナー企業に対する研究費（最大300万円）を支払うとともに、共同研究・実証の実施期間終了後、研究費を精算して執行残額を県に返還する。

(5) 県への報告

業務内容の各事項についての結果や共同研究・実証の成果を報告書として取りまとめ、県に報告する。なお、報告書は、県ホームページなどでの公開を念頭に置いた、概要版（A4判横10ページ程度）も併せて作成すること。

5 全体のスケジュール（予定）

令和7年	9月中旬	・業務責任者の届出等
	9月下旬	・業務計画書の提出
	10月	・パートナー企業の公募
	11月	・パートナー企業の決定
	11月～	・共同研究・実証の具体的内容の整理
	12月～	・実証開始（今年度実施分）
令和8年	3月19日（木）	・業務完了報告期限

6 実施体制

- (1) 受託者は、契約締結後2週間以内に業務計画書を提出し、県の承認を得ること。
業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。

- (2) 本業務の実施に当たり、業務全体を管理し、県との連絡・調整の窓口となる業務責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに県に業務責任者を届け出ること。また、業務実施体制図を提出すること。
- (4) 業務責任者は、特段の理由がない限り契約期間終了まで変更しないこと。
- (5) 受託者は、業務の遂行に当たり、県との円滑な意思疎通が図られるよう留意すること。また、報告、協議、助言及びその他の必要なコミュニケーションについては、定期的にオンライン又は対面にて行うこと。

7 業務の完了報告

受託者は、業務を完了した際は、以下の成果物等を遅滞なく提出すること。

- (1) 成果物等
 - ①業務完了届 紙媒体 1 部
 - ②業務実績報告書 紙媒体 1 部、電子媒体 1 部（電子媒体の種類は任意）※業務実績報告書は、上記 4 の各項目についての実施結果及び成果物を取りまとめたものを作成すること（様式任意）。
- (2) 納期
契約期間内に提出すること。
- (3) 納入場所
〒030-8570 青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号
青森県 経済産業部 産業イノベーション推進課
- (4) その他
 - ・受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
 - ・納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
 - ・県から経過報告を求められたときは、速やかに対応すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県及び受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。
- (3) 本業務は国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）を活用して行うため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）交付要綱」に規定する要件を遵守すること。

あおりアグリ・イノベーションプロジェクト ～アグリ関連産業の生産性向上等に向けた共同研究・実証～

1 プロジェクトの趣旨

青森県の強みである農林水産分野のイノベーションを推進し、アグリ関連産業の生産性向上等を図るため、県内の農業法人等が抱える課題に対して、青森県産業技術センターなどの研究機関やスタートアップをはじめとする県内外企業と共同研究・実証に取り組み、課題解決に向けた技術開発や社会実装を目指す。

2 共同研究・実証のイメージ

(1) 共同研究

課題解決の糸口となる技術や知見を有する研究機関や県内外企業と連携して、**課題解決に向けた新たな技術の開発**に取り組む。

(2) 実証

課題解決につながる既存技術（応用・改良により活用できる技術を含む）を有する研究機関や県内外企業と連携して、**社会実装に向けた有効性や実用性の検証**に取り組む。

3 アグリ関連産業の範囲

県産農林水産物のサプライチェーン（生産・加工・流通・販売）に関わる産業

ex) 農業（畜産農業含む）、林業、漁業、食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、生産用機械器具製造業（農業用機械、食品機械など）、道路貨物運送業、倉庫業、飲食料品卸売業・小売業 など

あおりアグリ・イノベーションプロジェクト ～アグリ関連産業の生産性向上等に向けた共同研究・実証～

4 共同研究・実証のプレイヤー等（参画範囲）

（１）プレイヤー

①農業法人等

県内の農業法人、漁業法人、その他のアグリ関連産業の事業者（法人に限る）
（役割：課題提案、フィールド提供）

②研究機関

産業技術センターや県内大学等
（役割：研究テーマの提案、共同研究・実証、フィールド提供）

③パートナー企業

スタートアップをはじめとする共同研究・実証に必要な技術や知見を有する県内外企業
（役割：共同研究・実証）

（２）運営管理

④青森県

経済産業部産業イノベーション推進課
（役割：研究テーマの設定、パートナー企業の選定、全体の総合調整）

⑤委託事業者

共同研究・実証の実施における調整・運営管理を担う事業者
（役割：パートナー企業のマッチング、共同研究・実証の運営管理）

あおもりアグリ・イノベーションプロジェクト ～アグリ関連産業の生産性向上等に向けた共同研究・実証～

5 共同研究・実証の実施件数（予定※）

（１）共同研究

令和８年度／２件、令和９年度／４件

（２）実証

令和７年度／１件、令和８年度／１件、令和９年度／１件

（各年度における研究テーマの選定件数及び共同研究・実証の実施件数）

年度	研究テーマの選定			共同研究・実証の実施	
	対象年度	共同研究	実証	共同研究	実証
令和７年度	（令和７年度分）	—	１件	—	１件
	（令和８年度分）	２件	１件		
令和８年度	（令和９年度分）	４件	１件	２件	１件
令和９年度				４件	１件

※令和８年度以降の実施は、青森県議会における予算成立と国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）」の交付決定を条件とする。また、設定する研究テーマや参画する研究機関・パートナー企業が有する技術によって、各年度の共同研究と実証の件数の配分を変更する可能性がある。

あおりアグリ・イノベーションプロジェクト ～アグリ関連産業の生産性向上等に向けた共同研究・実証～

6 研究テーマの区分（設定方法）

（1）現場提案型

農業法人等から現場で生じている課題を公募し、設定する研究テーマ

※原則として、課題提案した農業法人等が共同研究・実証のフィールドを提供する。

（2）産業技術センター提案型

産業技術センターが本県農林水産業の特色や課題、生産者や企業の声を踏まえて立案し、設定する研究テーマ

※原則として、産業技術センターが共同研究・実証のフィールドを提供する。

7 共同研究・実証に要する研究費の負担

共同研究・実証 1 件につき、委託事業者からパートナー企業に研究費※1（最大300万円）を支払う。※2

※1 研究費として認める経費の範囲は、パートナー企業を公募する際に定める。

※2 産業技術センターに対しても、研究費として県から交付金を交付する。

あomorアグリ・イノベーションプロジェクト ～アグリ関連産業の生産性向上等に向けた共同研究・実証～

8 取組の流れ

農業法人等※	研究機関 (産業技術センター)	パートナー企業	青森県	委託事業者
課題・フィールドの応募			課題・フィールドの公募	
			委託業務の企画提案公募	委託業務の企画提案応募
	研究テーマの設定		研究テーマの設定	研究テーマ設定の補助
		協議		
		共同研究・実証の応募	共同研究・実証の公募	共同研究・実証の公募
	共同研究・実証の選定		共同研究・実証の選定	共同研究・実証の選定補助
		協議		
共同研究・実証の具体化	共同研究・実証の具体化	共同研究・実証の具体化	共同研究・実証の具体化	共同研究・実証の具体化
		協議・調整		
翌年度（R7実証は当該年度）				
フィールド提供	共同研究・実証の開始	共同研究・実証の開始	共同研究・実証の進捗確認	共同研究・実証の進捗管理
	連携			

※産業技術センターが立案する研究テーマ（産業技術センター提案型）は、「農業法人等」の部分と同センターが行う。

あおりアグリ・イノベーションプロジェクト ～アグリ関連産業の生産性向上等に向けた共同研究・実証～

9 その他

- ・ 県から農業法人等に対する金銭的支給は行わない。
ただし、農業法人等とパートナー企業の合意に基づき、フィールドとするほ場の賃借料や管理等に要する人件費（条件あり）、燃料代など共同研究・実証の実施に要した経費を、パートナー企業から農業法人等に研究費として支払うことは容認する予定である。
- ・ プレイヤーは、必ずしも農業法人等・研究機関・パートナー企業が全てが揃っている必要はなく、共同研究・実証が可能な条件（フィールドや開発に必要な技術など）が整っている場合は採択する。
ex) 農業法人等が自ら開発技術を有しているケース（農業法人等×パートナー企業）
研究機関が課題提案やフィールド提供を行うケース（研究機関×農業法人等）
- ・ 波及効果が特に期待される研究テーマなどは、複数年度での実施を認めることがある。